

昭和53年1月30日

宮内庁書陵部
古市陵墓監区事務所長殿

羽曳野市丹下水利組合

組合長

水利委員

水利委員

誓約書

貴庁所管の大塚陵墓参考地境界石標2号附近の
境内にある 在来からの樋門施設の修理を行いました
これに伴い 下記事項については当組合に於一切の責任
を持ち貴庁に御迷惑を掛けぬことを固く誓約します

記

- ① 樋門に係る 灌漑用水が不要となった際は
直ちに樋門施設を撤去する
- ② 樋門の漏水が生じた時は直ちに復旧する
- ③ 水利組合員以外の者のいたずら並みに豪雨等によ
る 樋門からの流出に於被害が生じないよう
十分な管理を行う
- ④ 上記各項のほか 樋門に因する被害が生じた
場合は 当組合において処理する